平成２９年（フ）第３２５号
群馬県前橋市茂木町88番地
債務者　大原　英一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
神戸市垂水区朝谷町22番地の５
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１２号
広島市安佐北区口田南６丁目２番37－４号メゾン高陽Ａ－201
債務者　石田　嘉益
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　車元　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１４号
広島県東広島市西条町馬木238番地63
債務者　桑田　典子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山手　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５６６号
大阪府岸和田市畑町３－21－20カーサＨＡＮＢＥＩ202号、住民票上の住所大阪府岸和田市中井町３丁目17番８－405号
債務者　渡邉　繁孝
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
兵庫県川西市向陽台１丁目５番地の６
債務者　花本　栄児
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
大阪府泉南郡熊取町南山の手台２番27号201、前住所大阪府堺市南区御池台３丁８番２号
債務者　岡﨑　　隆
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
和歌山市市小路135番地13
債務者　浅冨　保美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　ゆう
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５６号
和歌山市美園町２丁目146番地　メゾン美園202号
債務者　クラッカーバレルこと　山名　崇晴
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惣谷　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３６４号
函館市昭和４－27－３、住民票上の住所函館市戸倉町２番１号
債務者　菊地　敏勝
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
函館市白鳥町20番６号　コーポ長栄　５号
債務者　岡本　ユミ
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４９１号
愛知県豊田市三箇町矢当地２番地５
債務者　鶴岡　千鶴（旧姓丹下・窪田）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３号
島根県大田市波根町527番地１、前住所神奈川県川崎市多摩区登戸59番地リトルウッドＣ105
債務者　知野見太陽
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３３０号
高知市桟橋通３丁目19番12号　仲田荘103号
債務者　和田　一人
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４０号
高知県土佐市高岡町甲1463番地８
債務者　森光　賛太
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７６号
高知市潮新町２丁目11番11号　第２コーポタテワキ203号
債務者　尾上　由賀
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１号
福岡県京都郡みやこ町犀川下高屋175番地下高屋団地79号、住民票上の住所大分県中津市大字田尻1609番地３
債務者　田村　通敏
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係